

愛知県共同募金会における個人情報保護規程 各事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

愛知県共同募金会個人情報保護規程第5条の規定に基づき、各事業にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。これらの事業への対応については、本会個人情報保護管理者及び苦情対応担当者が担当いたします。

	事業名	(1)個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	(2)個人情報の利用目的	(3)第三者提供の有無及びその内容
1	募金事業	寄付者が寄付申込書、振込票に記載した事項	寄付者への領収書、礼状等発行等の業務を適正かつ円滑に行うことにより、寄付者が適正な税控除等を受けられるようにすることを目的とする。	
2	配分事業	共同募金配分申請者が、申請書に記載した事項 ・申請した施設、団体等の代表者名等	配分申請の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携(配分統計システム・赤い羽根データベースはねっとを共同利用する。ただし、中央共同募金会においては個人情報を利用することはないものとする。)
3	個人住民税控除対象寄附者に関する事業	個人住民税控除対象寄付者が寄付申込書、振込票に記載した事項 寄付者の氏名、住所、寄付金額	寄付者への領収書発行等の業務を適正かつ円滑に行うことにより、寄付者が適正な税控除等を受けられるようにすることを目的とする。	・所管の税務署との連携(住民税控除業務に伴い、当該寄附者名簿を提出する。) ・社会福祉法人中央共同募金会との連携(本事業の運営について、自治省(平成元年当時)より、当該寄附者名簿を中央共同募金会に提出する旨義務付けられていることに伴う情報提供。ただし、中央共同募金会においては住民税控除業務に関連して必要に応じて当該情報を総務省に提供する以外、情報の保管に留め利用することはないものとする。)
4	NHK 歳末たすけあい募金事業	NHK 歳末たすけあい募金への寄付者が寄付申込書、振込票に記載した事項 寄付者の氏名、住所、寄付金額	寄付者への礼状送付等の連絡を行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携(礼状等の送付を行うための情報提供。)
5	受配者指定寄付金事業	寄付者が、申請書に記載した事項 ・寄付者の氏名、住所、寄付金額 ・受配施設等の代表者名等	受配者指定寄付金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	・県庁との連携(100万円以下の寄付に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。) ・社会福祉法人中央共同募金会との連携(100万円を超える寄付に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、本事業は財務省との協議を必要とすることから、当該情報は、中央共同募金会を通じて財務省に提出する。寄付者に対しては、財務省に情報提供することについて、あらかじめ本人に通知し了解を得るものとする。)
6	個人大口寄付者に関する事業	寄付者の氏名、住所、寄付金額	寄付者に感謝の意を表することを目的とする	広報紙、報告書等に寄付者名を掲載する。
7	中央競馬馬主社会福祉財団、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、車輛競技公益公益資金記念財団の補助事業	申請者が、申請書に記載した事項 ・申請者の代表者名等	補助金の審査、決定に関わる事業に用いることを目的とする。	本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、補助金の審査、決定等、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。 ・社会福祉法人中央共同募金会との連携(補助事業に関する審査のため、当該寄付者情報を提出する。なお、中央共同募金会では提出書類を取りまとめ、各補助団体に提出する。申請者に対しては、各補助団体に情報提供することについて、あらかじめ本人に通知し了解を得るものとする。)
8	表彰・感謝事業	共同募金への協力に伴う表彰・感謝対象者が、関係書類に記載した事項 氏名、住所、生年月日、具体的な協力内容	寄付者への表彰・感謝に関する業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・県庁との連携(知事表彰のため、当該対象者情報を提出する。) ・社会福祉法人中央共同募金会との連携(中央共同募金会会長表彰または厚生労働大臣表彰のため、当該対象者情報を提出する。なお、厚生労働大臣表彰対象者の情報は、中央共同募金会を通じて厚生労働省に提出する。厚生労働大臣表彰対象者に対しては、厚生労働省に情報提供することについて、あらかじめ本人に通知し了解を得るものとする。)
9	奉仕者事故見舞金事業	共同募金活動中に事故にあった奉仕者が、関係書類に記載した事項 ・氏名、住所、生年月日、具体的な事故の内容	奉仕者への事故見舞いを適正かつ円滑に行うことを目的とする。	・社会福祉法人中央共同募金会との連携(奉仕者事故見舞金を運営している中央共同募金会に対し、当該対象者情報を提出する。中央共同募金会に情報提供することについて、あらかじめ本人に通知し了解を得るものとする。)